

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<目標>

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「男女の人権の尊重」を掲げている。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもある。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきである。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置付けられてきており、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」及び女性2000年会議の「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられ、「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）においてもその内容が再確認された。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

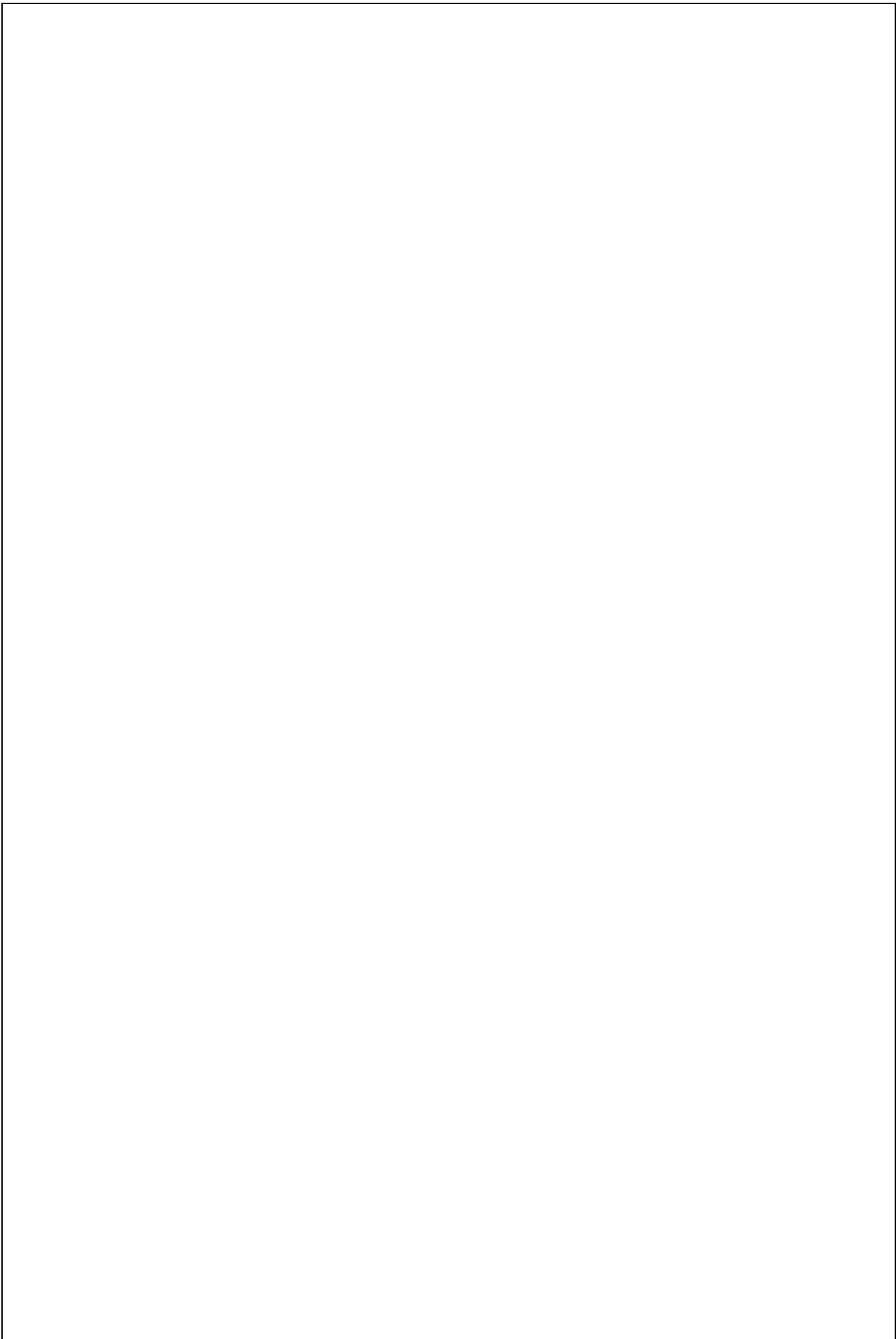
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めることを通じ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者の心身の回復に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。施策については、それが被害者にとって利用しやすいものであるかどうかという観点から、不断の見直しと改善に努めることが重要である。

加害者については、刑務所等における矯正処遇、保護観察等の社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努めていく。また、そうした取組を踏まえ、必要に応じ新たな対応を検討していく。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ観点からも、インターネットや携帯電話の普及等の社会情勢の変化に留意しつつ、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるほか、被害の状況についての実態を把握するとともに、その結果を社会に広く知らせ、国民の理解を深めるなどにより的確な施策の実施に資する。また、加害者及び被害者となることを防止するための国民一般への働きかけを行っていく必要がある。

| 具体的施策 | 担当府省 |
|--|---|
| <p>ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底</p> <p>国民の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。 加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実を進める。 夫婦間における「平手で打つ」（平成 15 年 73.4%）「なぐるふりをして、おどす」（平成 15 年 56.3%）の各行為について、暴力と認識する人の割合を 100% に近づけることを目指す。 <p>予防啓発プログラムの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進める。 <p>イ 体制整備</p> <p>相談・カウンセリング対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁においては、全国の地方検察庁に「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。 日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。 中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。 <p>研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努めていく。司法関係者等に対しても、男女共同参画の視点に立った研修の取組について協力を依頼する。また、引き続き女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。 各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に努めるよう促す。 <p>厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。 <p>人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止</p> | <p>内閣府、法務省、関係府省</p> <p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁、法務省</p> |



| | |
|---|--|
| <p>のために事案に応じた適切な処置を講じる。</p> <p>関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。 <p>警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。</p> <p>また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。</p> <p>さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待されることとあり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。 女性の名誉と尊厳に関する広く今日的な問題への対応等にも取り組んできている「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）の事業に対して協力を行っている。基金は平成19年に解散するとの方針を発表したことを受け、解散に向けた総括・整理への支援など、引き続き協力を行っていく。 <p>法的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともにその周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。 </p> | <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>外務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p> <p>安全・安心まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを一層推進する。 <p>防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。 <p>女性に対する暴力を容認しない社会環境の醸成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。 卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫やテレホンクラブ等の性を売り物とする営業の増加に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害 | <p>警察庁、関係府省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、関係府省</p> <p>警察庁、関係府省</p> |

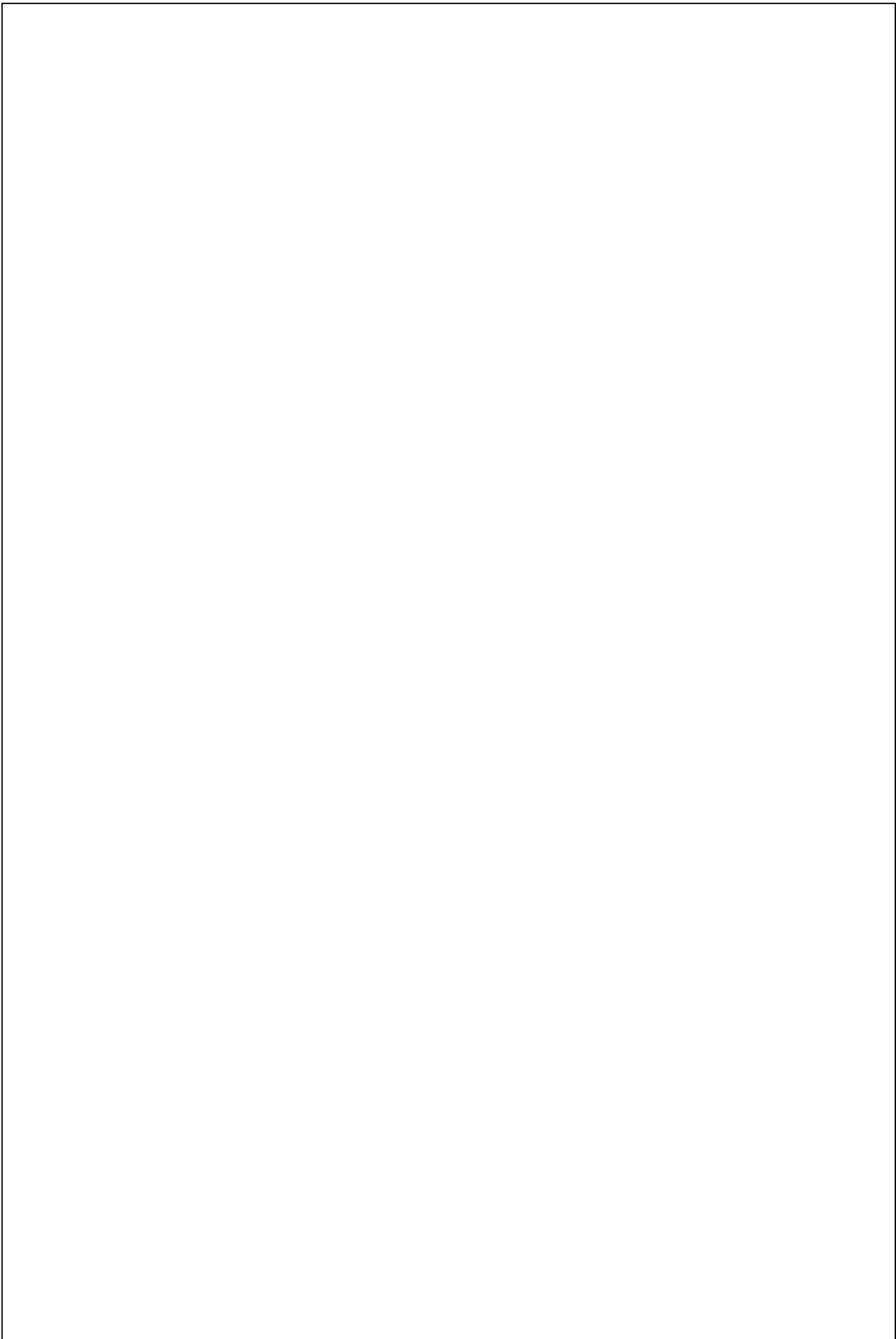
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性がある。こうしたことから、平成 13 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定された。さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から平成 16 年に改正法が制定され、同法に基づき、主務大臣において施策の基本的な方針を策定した。

配偶者暴力防止法を踏まえ、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策と、被害者の自立支援等配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深いことにも留意して対応する。

なお、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、その対応を進める。

| | |
|--|---|
| <p>図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。</p> | |
| <p>エ 女性に対する暴力に関する調査研究等</p> | |
| <p>被害の実態把握</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力についての確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとともに、既存の統計調査について、統計データの活用や調査項目の見直しの検討などにより、性別データの収集、整備、提供に努める。 | <p>内閣府、関係府省</p> |
| <p>加害者に関する研究等</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者について、矯正施設に収容された者や保護観察に付された者等を対象とする加害者の特性により対応した指導・教育方法の調査研究を引き続き実施し、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。 配偶者からの暴力の加害者の更生については、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、配偶者暴力防止法の規定に基づき、加害者更生プログラムのあり方等について調査研究を推進する。 | <p>法務省 内閣府、法務省</p> |
| <p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p> | |
| <p>関係施策の積極的な推進</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。 | <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>関係機関の連携協力</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 | <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>地方公共団体の取組に対する支援</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。 | <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>民間団体等との連携</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。 | <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。 | <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>イ 相談体制の充実</p> | |
| <p>配偶者暴力相談支援センターの取組</p> | |



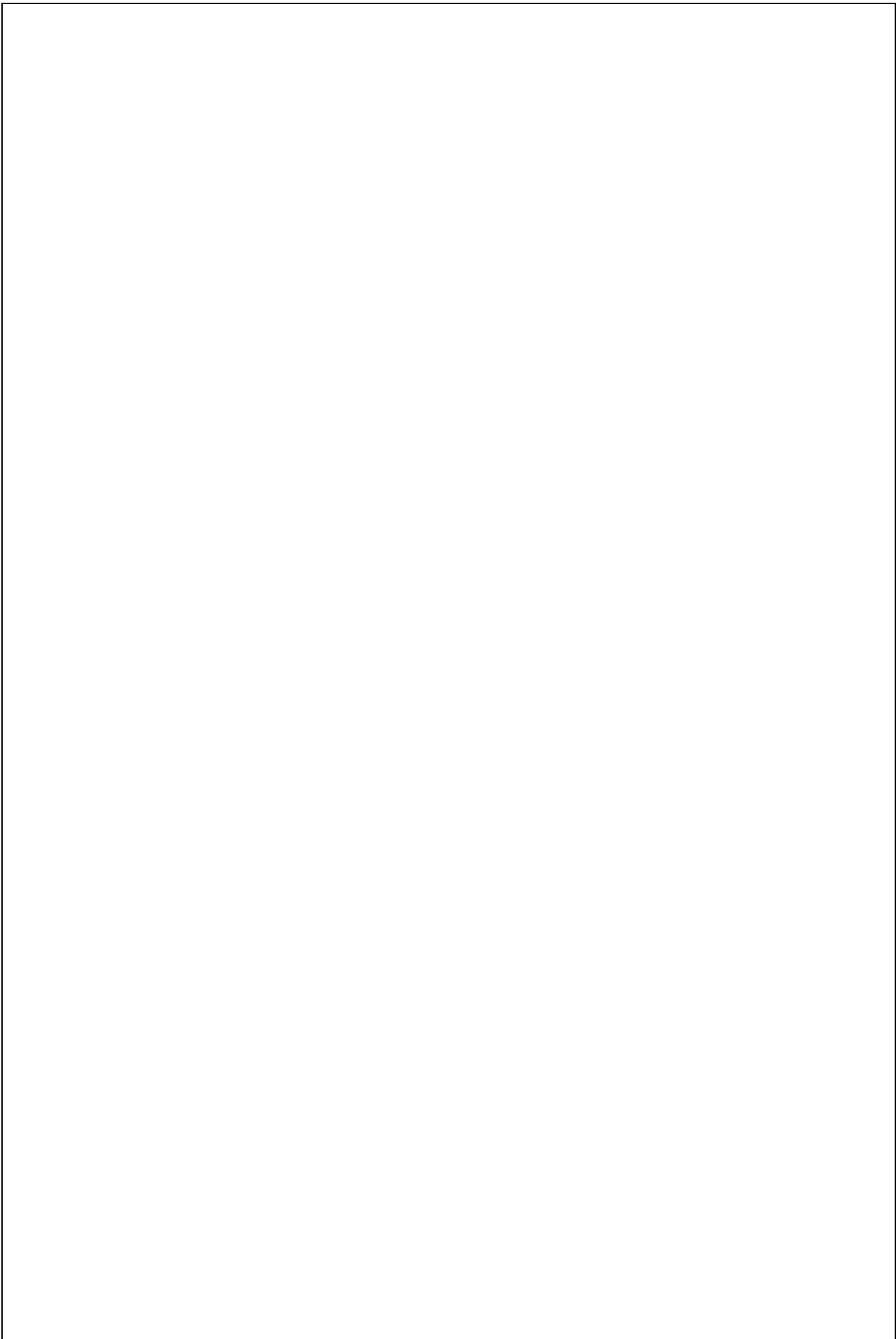
| | |
|--|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよう促す。 | 内閣府、厚生労働省 |
| <p>警察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努める。 | 警察庁 |
| <p>人権擁護機関の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。 | 法務省 |
| <p>相談員等の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。 | 内閣府、厚生労働省 |
| ウ 被害者の保護及び自立支援 | |
| 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行う。 | 警察庁 |
| 暴力行為からの安全の確保 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。 | 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省 |
| <ul style="list-style-type: none"> 被害者を支援している親族や支援者に対しても、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適切に運用するなどにより、その安全の確保に努める。 | 警察庁 |
| 医療関係者による早期発見の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。 | 厚生労働省 |
| 一時保護 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、婦人相談所による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。また、今後とも、必要に応じ、民間シェルター等との連携を図る。 | 厚生労働省 |
| <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。 | 厚生労働省 |
| 心身の健康回復への支援 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 被害者は繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、相談・保護にかかわる職員が連携して、医学的又は心理学的な援助を行うよう努める。 | 内閣府、厚生労働省 |
| 自立支援 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促 | 内閣府、厚生労働 |

(3) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合がある。性犯罪に関しては、傷害、逮捕・監禁等の事案において性犯罪の観点からとらえられるものもあることに留意しつつ、加害者の責任を厳正に追及するとの立場に立って、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、再犯防止のため矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るなどの対策も推進する。性犯罪捜査に当たっては、犯罪の特性を十分に踏まえ、被害者の心情に配慮した事情聴取や被害者への情報提供を推進し、関係機関との連携の強化も図りつつ、被害者の精神的負担の軽減に努める。

さらに、被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負うとともに、生活に深刻な影響を受けていることに十分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

| | |
|---|--|
| <p>進、住宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重要であることを踏まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等について、検討を一層進め、必要な措置を講じる。 <p>広域的な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。 | <p>省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> |
| <p>エ 関連する問題への対応</p> <p>児童虐待への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する法律において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることとされたことを踏まえ、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。 <p>交際相手等からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。 | <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p> <p>関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。 <p>性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。 <p>性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。 <p>精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や他の様々な精神障害に苦しむケースが少ない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。 <p>各種の性犯罪への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送 | <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省、関係府省</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>警察庁、国土交通省</p> |



| | |
|---|------------------------|
| <p>やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。 | 警察庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、法整備に関する検討をする。 | 警察庁、法務省 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 | 警察庁 |
| <p>イ 被害者への配慮等</p> | |
| <p>女性警察官等の配置</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。 | 警察庁 |
| <p>被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護士は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 | 警察庁、法務省 |
| <p>被害児童に対する支援活動の推進</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。 | 警察庁、厚生労働省 |
| <p>診断・治療等に関する支援</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。 | 厚生労働省 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。 | 警察庁、法務省、関係府省 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法を含め、検討を行う。 | 警察庁 |
| <p>被害者等に関する情報の保護</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等の安全の確保やプライバシーの保護を図るため、現行制度の適切な運用を徹底するとともに、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の保護を図るための制度の導入について検討する。 | 法務省 |
| <p>被害者連絡等の推進</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。 | 警察庁、法務省 |
| <p>専門家の養成等</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。 | 厚生労働省 |
| <p>関係省庁、関係者等の連携</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・これら被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。 | 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 |
| <p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> | |
| <p>総合的な再犯防止対策の推進</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。 | 警察庁、法務省 |

(4) 売買春への対策の推進

売買春は、性を商品化し、金銭等により売買するものであって、人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視するものであり、決して許されるものではない。我が国では、売買春で性の商品化を求められるのはほとんどが女性である。売買春の根絶に向けて、国際的動向にも配慮しつつ、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

| | |
|---|--------------------|
| <p>その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの実施体制等について研究・検討する。 | 法務省 |
| <p>エ 啓発活動の推進</p> <p>啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努める。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する。 | 内閣府、文部科学省 |
| <p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p> <p>売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化を図る。 | 警察庁 |
| <p>売買春からの女性保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。 | 厚生労働省 |
| <p>社会復帰支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。 | 法務省 |
| <p>関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する。 | 警察庁、厚生労働省 |
| <p>啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。 | 内閣府、法務省、関係府省 |
| <p>イ 児童に関する対策の推進</p> <p>児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為（児童自身の行為を含む）等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。 | 警察庁、法務省 |
| <p>被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童・生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、 | 厚生労働省、警察庁 文部科学省 |

(5) 人身取引への対策の推進

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者、特に女性に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

| | |
|---|--|
| <p>スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 <p>啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。 ・国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイトを利用している児童への働きかけなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する。 ・旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成 17 年 3 月、国連児童基金（ユニセフ）等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。 | <p>警察庁</p> <p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、外務省、国土交通省、関係府省</p> |
| <p>ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進</p> <p>関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 12 月 7 日策定の人身取引対策行動計画に沿って、関係施策を積極的に推進する。 | <p>内閣官房、関係府省</p> |
| <p>イ 関係法令の適切な運用</p> <p>関係法令の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法の改正による人身売買罪等の新設、出入国管理及び難民認定法の改正による人身取引等の被害者の保護等に関する規定の整備を図ることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律が一部を除き平成 17 年 7 月 12 日から施行されたことから、改正法の適切な運用により人身取引の撲滅や被害女性の保護等の取組を一層進める。 ・外国人ホステス等の在留資格等の確認を風俗営業等の営業者に義務づけるなどの人身取引の防止対策等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成 17 年 11 月に公布されたことから、人身取引の防止に向け、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適切な運用に努める。 ・人身取引を防止するため、出入国管理の強化等に努めるとともに、加害者に対しては、刑罰法令を厳格に適用し、取締りの徹底に努める。また、被害者に対しては、その立場に十分配慮しつつ、法を適切に運用し、保護に努める。 | <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、法務省</p> |
| <p>ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進</p> <p>被害者の保護及び医療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所においては、必要に応じ適切に被害者の保護を行うとともに、従来の実績、所在地の秘匿性等から、民間シェルター等において、より適切な保護が見込まれる場合等には、人身取引被害者について、一時保護委託を実施する。 ・被害者は、長期間劣悪な環境下で性風俗営業等での労働を強いられて健康を害している者も多いことから、無料低額の医療が円滑に受けられるようにする。 <p>関係諸制度の弾力的な運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退去強制事由に該当する人身取引被害者で速やかな帰国を希望する者については、婦人相談所又は民間シェルターに入居したまま退去強制手続を執って出国を可能とするような方法を検討するほか、国費送還についても弾力的な運用を | <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>法務省、厚生労働省</p> |

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為である。セクシュアル・ハラスメントの中には、犯罪に該当するものもあり、悪質な加害者に対しては、法令等に基づき厳正に対処する。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上的苦痛を受け、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場においても、大学をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、徹底した対策をとる。

| | |
|--|---|
| <p>図る。また、在留の継続が必要な場合は、生命身体への危険が認められないときには婦人相談所又は民間シェルターへの入居を依頼するなど、事案に応じた臨機応変な連携体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者に対しては、必要に応じて、在留資格の変更、在留期間の更新又は仮放免等を許可するなどして被害者の保護に努める一方、在留資格のない被害者については、在留を特別に許可することにより、その法的地位の安定を図る。 <p>外国語への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するため、外国語のパンフレットの作成等工夫をこらした広報を行う。 日本語が十分に理解できない被害者に対し、民間団体と連携する等通訳の確保に配慮する。 | <p>法務省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>法務省、厚生労働省</p> |
| <p>エ 調査研究等の推進</p> <p>調査研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館その他の機関においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。 | <p>文部科学省、関係府省</p> |
| <p>ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>企業等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関する規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図る。 パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。 <p>国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10 - 10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月、人事院規則）及び人事院規則 10 - 10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月、人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。 | <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>全府省</p> |
| <p>イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>教育の場における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国公立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。 | <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> |

(7) ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が相互に緊密に連携して、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。また、ストーカー規制法の仕組み、被害者の親族や支援者に対するつきまとい等の行為についてもストーカー規制法の保護の対象となり得ること等について、広報活動を推進する。

| | |
|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童・生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備等を推進する。 ・セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表について検討する。 | <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> |
| <p>ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>その他の場における対策</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、文化芸術等の分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント及び医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努める。 | <p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> |
| <p>ア ストーカー行為等への厳正な対処</p> <p>ストーカー行為等への厳正な対処</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。 | <p>警察庁</p> |
| <p>イ 被害者等の支援及び防犯対策</p> <p>被害者の支援及び防犯対策</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。 | <p>警察庁</p> |
| <p>関係者の意識・能力の向上</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。 | <p>警察庁</p> |
| <p>配偶者からの暴力による被害者の親族等に対する保護</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者への警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努める。 | <p>警察庁</p> |
| <p>ウ 広報啓発の推進</p> <p>広報啓発の推進</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・どのような行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進する。 | <p>警察庁</p> |